

社 労 連 第 697 号
令和 6 年 11 月 21 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

高年齢雇用継続給付の支給率の変更に関する周知について（要請）

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今般、厚生労働省職業安定局雇用保険課長から別添のとおり周知依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

◆厚生労働省ホームページ「令和 7 年 4 月 1 日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00043.html

謹 白

(担当：業務部企画・広報課 企画係)

職保発 1115 第 1 号
令和 6 年 11 月 15 日

全国社会保険労務士会連合会 会長 殿

厚生労働省職業安定局雇用保険課長
(公印省略)

高年齢雇用継続給付の支給率の変更に関する周知について（要請）

日頃より雇用保険制度の円滑な業務運営に格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

雇用保険制度では、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的として、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者に対して高年齢雇用継続給付を支給しております。

今般、高齢者雇用の着実な進展や高年齢者雇用安定法の経過措置が今年度末で終了し、希望者全員が継続雇用制度の対象となること等を踏まえた改正雇用保険法が施行される令和 7 年 4 月 1 日以降、高年齢雇用継続給付の支給率が変更されるため、受給予定の方及び申請予定の事業主の方に対する周知を進めているところです。

つきましては、本取扱いに関する都道府県社会保険労務士会及び貴会会員宛での周知について特段の御配慮をお願いいたします。

なお、周知にあたっては、リーフレット及び下記厚生労働省HPを御案内いただきますようお願いいたします。

(参考 1) リーフレット「令和 7 年 4 月 1 日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」

(参考 2) 厚生労働省HP「令和 7 年 4 月 1 日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」

(右記二次元バーコードから参照してください。)



【担当】

厚生労働省職業安定局雇用保険課給付係 菅原、松尾

TEL:03-5253-1111 (内線 5183、5133)

E-mail : koyouhoken-gyomu@mhlw.go.jp

※具体的な申込み手続は、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

令和7年4月1日以降の支給率

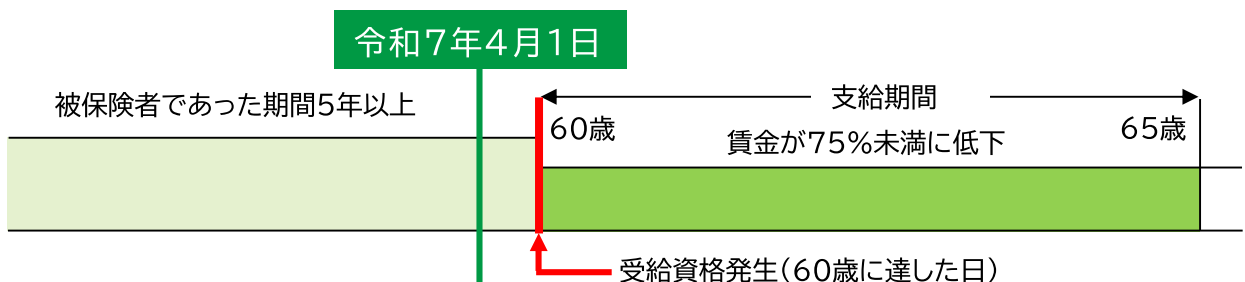
各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

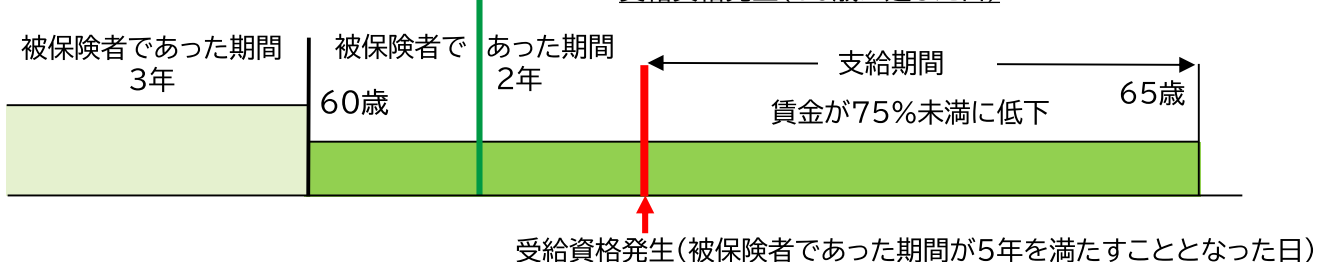
対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。

例1



例2



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

支給率早見表(令和7年4月1日以降)

60歳到達等時点の賃金月額(60歳に到達等する前6か月間の平均賃金)と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

申請手続きについて

具体的な支給申請手続きについては、パンフレット「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて」をご覧ください。

高年齢雇用継続給付の内容及び
支給申請手続きについて

被保険者・事業主のみなさんへ

高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

60歳に達したときに被保険者であった期間が5年以上であるなど一定の受給要件を満たし、この給付金の支給を受けようとする場合には、公共職業安定所（ハローワーク）に支給申請等の手続きを行ってください。

高年齢雇用継続給付は在職者の方を対象とする給付金であり、事業主の方を経由して支給申請等の手続きを行っていただくようお願いいたします。

なお、賃金証明書や受給資格確認書の提出がなかったり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

※令和7年4月1日以降に60歳となる方等は支給率が下がります。詳細は、p7をご覧ください。

厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所（ハローワーク）

096.0801
01.08096018020



ハローワークインターネットサービス
https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html

低下率が64%超75%未満の場合の支給額(R7.4以降)

支給対象月に支払われた賃金額が60歳到達等時点の賃金月額(60歳に到達等する前6か月間の平均賃金)の64%を超えて75%未満である場合の高年齢雇用継続給付の支給額は、以下のような手順で求められます。

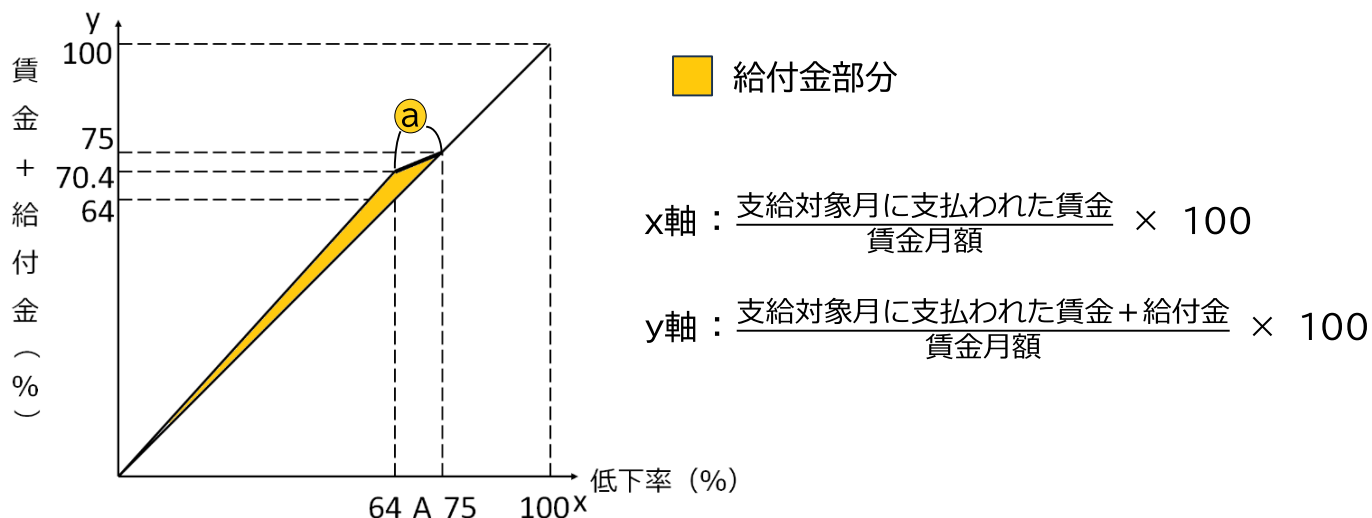
(イ) 低下率(X) = 支給対象月に支払われた賃金額(みなし賃金額) ÷ 賃金月額 × 100

(ロ) 支給率(Y) = $\frac{-64X + 4800}{110} \times \frac{100}{X}$

(ハ) 支給額 = 支給対象月に実際に支払われた賃金額 × Y × $\frac{1}{100}$

計算の結果、端数が生じた場合、(イ)低下率及び(ロ)支給率については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算定し、(ハ)支給額については、小数点以下を切り捨てて整数とします。

〔支給額の原則的な考え〕



低下率が64%超75%未満の場合、賃金と給付金の合計を賃金月額で除した割合は、70.4%から75%の間ですが、その式は、

$$y = \frac{75-70.4}{75-64}(X-64) + 70.4 \text{ (グラフ a の部分)} = \frac{46}{110}X + \frac{4800}{110} \quad \text{となります。}$$

そこで、低下率がA%(64<A≤75)であった場合ですが、賃金と給付金の合計を賃金月額で除した割合が $\frac{46}{110}A + \frac{4800}{110}$ (%) ですから、給付金部分の割合は、賃金部分を引いた、

$$\left[\frac{46}{110}A + \frac{4800}{110} - A \right] (\%) = \frac{-64}{110}A + \frac{4800}{110} (\%) \quad \text{となります。}$$

これは、賃金月額を100%とした率ですから、給付金の額は、

$$\text{賃金月額} \times \left[\frac{-64}{110}A + \frac{4800}{110} \right] \times \frac{1}{100} \quad \text{となります。}$$

ところで、Aは、 $\frac{\text{支給対象月に支払われた賃金}}{\text{賃金月額}} \times 100$ ですから、給付金の額は、

$$\text{賃金月額} \times \left[\frac{-64}{110} \times \frac{\text{支給対象月に支払われた賃金}}{\text{賃金月額}} \times 100 + \frac{4800}{110} \right] \times \frac{1}{100} \quad \text{となり、}$$

結局、 $\frac{-64}{110} \times \text{支給対象月に支払われた賃金} + \frac{4800}{110} \times \text{賃金月額}$ で求められます。

(注) 算定した額は端数処理の関係で、実際に支給される額と異なる場合があります。